

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

目次	ページ
<b>告 示</b>	
○北海道個人情報保護条例により道が出資する法人のうち実施機関が定める法人の一部改正…………… (法制文書課)	1
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正…………… (地域医療課)	1
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	2
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	2
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (漁業管理課)	2
○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課)	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	3
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	3
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	3
○第一種市街地再開発事業の終了の認可…………… (建築指導課)	4
<b>総合振興局告示及び振興局告示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	4
<b>道警察本部告示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	4

## 告 示

**北海道告示第666号**  
 平成20年北海道告示第752号（北海道個人情報保護条例により道が出資する法人のうち実施機関が定める法人）の一部を次のように改正する。  
 平成26年10月3日

北海道知事 高橋 はるみ

「財団法人北海道水産加工振興基金協会（昭和47年10月5日に財団法人北海道水産加工振興基金協会という名称で設立された法人をいう。）」を削る。

**北海道告示第667号**

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成26年10月3日

北海道知事 高橋 はるみ

札幌市の項医療法人札幌円山整形外科病院の事項中「平成26. 9.30」を「平成29. 9.30」に改め、同項中

「勤医協中央病院 札幌市東区東苗穂5条1丁目 平成28. 6.30  
9-1」を  
 「勤医協中央病院 札幌市東区東苗穂5条1丁目 平成28. 6.30  
9-1」に改め、  
 社会医療法人社団三草会クラ 札幌市東区本町2条4丁目8 平成29. 9.30  
ーク病院 番20号」

同項社会医療法人社団碩心会心臓血管センター北海道大野病院の事項中「社会医療法人社団碩心会心臓血管センター北海道大野病院」を「社会医療法人孝仁会心臓血管センター北海道大野病院」に改め、同項新札幌循環器病院の事項中「平成26. 9.30」を「平成29. 9.30」に改める。

函館市の項医療法人社団健和会大村病院の事項中「医療法人社団健和会大村病院」を「医療法人社団健和会函館おおむら整形外科病院」に、「函館市若松町27番16号」を「函館市石川町125番1」に、「平成29. 1.31」を「平成29. 9.30」に改め、同項社会医療法人函館渡辺病院の事項中「社会医療法人函館渡辺病院」を「函館渡辺病院」に改め、同項函館市医師会病院の事項中「平成26. 9.30」を「平成29. 9.30」に改める。

旭川市の項医療法人中島病院の事項中「平成26. 9.30」を「平成29. 9.30」に改め、同項中

「道北勤医協一条通病院 旭川市豊岡1条1丁目7番3 平成27. 9.30  
号」を  
 「道北勤医協一条通病院 旭川市豊岡1条1丁目7番3 平成27. 9.30  
号」に改める。  
 医療法人社団博彰会佐野病院 旭川市末広3条3丁目1番15 平成29. 9.30  
号」

釧路市の項道東勤医協釧路協立病院の項中「平成26. 9.30」を「平成29. 9.30」に改め、同項中

「社会医療法人孝仁会釧路孝仁 釧路市愛国191番212号 平成29. 1.31  
会記念病院」を  
 「社会医療法人孝仁会釧路孝仁 釧路市愛国191番212号 平成29. 1.31  
会記念病院」に改める。  
 医療法人東北海道病院 釧路市若竹町7番19号 平成29. 9.30」

北見市の項北見赤十字病院の事項及び医療法人治恵会北見中央病院の事項中「平成26. 9.30」を「平成29. 9.30」に改める。

苫小牧市の項医療法人社団養生館苫小牧日翔病院の事項中「平成26. 9.30」を「平成29. 9.30」に改める。

千歳市の項市立千歳市民病院の事項中「平成26. 9.30」を「平成29. 9.30」に改める。

寿都町の項中「平成26. 9.30」を「平成29. 9.30」に改める。

幌加内町の項中「平成26. 9.30」を「平成29. 9.30」に改める。

羽幌町の項中「平成26. 9.30」を「平成29. 9.30」に改める。

幌延町の項中「平成26. 9.30」を「平成29. 9.30」に改める。

利尻町の項の次に次の1項を加える。

置戸町 置戸赤十字病院 常呂郡置戸町字置戸77番地 平成29. 9.30

#### 北海道告示第668号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成26年9月17日、鶴川土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年10月3日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道告示第669号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（沼中地区経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成26年10月7日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成26年10月3日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道告示第670号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年10月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
漁業取締船北王丸上架修理工事 一式
- 2 落札を決定した日  
平成26年9月16日

#### 3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 稚内港湾施設株式会社

(2) 住所 稚内市末広1丁目1番34号

#### 4 落札金額

91,800,000円

#### 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

#### 6 一般競争入札の公告

平成26年8月5日付け北海道告示第543号

#### 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

#### 北海道告示第671号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成26年10月3日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林の所在場所 虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉175の1・175の22（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第672号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成26年10月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林子定森林の所在場所 上川郡和寒町字福原18の1地先・虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉253（以上1筆地先1筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、河東郡上士幌町字居辺東十五線241の1地先・富良野市字東山116の1地先・107の2・113の1・116の1・和寒町字福原18の1・留寿都村字豊岡62の2（以上2筆地先5筆について次の図に示す部分に限る。）、62の6、63の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに富良野市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第673号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成26年10月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 新冠郡新冠町字万世35の21（次の図に示す部分に限る。）、35の22、35の23、35の24
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第674号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年10月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 根室市・様似郡様似町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係振興局産業振興部林務課並びに根室市役所及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第675号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成26年10月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 島牧郡島牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、紋別市・紋別郡雄武町・遠軽町・常呂郡訓子府町・空知郡中富良野町・上川郡東神楽町・島牧村（以上1市5町1村について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 訓子府町・東神楽町・島牧村（以上2町1村について次の図に示す部分に限る。）、紋別市、雄武町、遠軽町、中富良野町
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 寿都郡寿都町・上川郡上川町・島牧郡島牧村（以上の所在場所 2町1村国有林。次の図に示す部分に限る。）、常呂郡訓子府町・寿都町・島牧村（以上2町1村について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
寿都町・上川町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。）、寿都町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに紋別市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第676号**

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の20第1項の規定により、次のとおり第一種市街地再開発事業の終了について認可した。

平成26年10月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 施行者の名称 アルファコート伊達駅前A B地区開発株式会社
- 2 市街地再開発事業の名称 伊達駅前A B地区第一種市街地再開発事業
- 3 事業施行期間 平成23年11月30日から平成26年3月28日まで
- 4 施行地区 伊達市山下町65番の一部、66番、67番、68番1、68番2、68番3、68番4、68番5、68番6、68番7、68番8、68番9、68番10、68番11、68番12、69番2、71番1、71番2、71番3、71番4、71番5、71番6、71番7、71番8、71番9、71番10、71番11、72番1、72番2、72番3、72番4、72番5、73番1、73番2、74番1、74番2、75番1、75番3、75番4、75番5、75番7、75番8、78番1
- 5 施行認可の年月日 平成23年11月30日

6 終了の認可の年月日 平成26年9月26日

**総合振興局告示及び振興局告示**

**北海道胆振総合振興局告示第63号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年10月3日

北海道胆振総合振興局長 田邊 隆久

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
厚幌ダム建設事業 ダム本体工事 H=47.2m L=516m
- 2 落札を決定した日  
平成26年7月23日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名 安藤ハザマ・岩田地崎・田中 特定建設工事共同企業体
  - (2) 住所 東京都港区赤坂六丁目1番20号
- 4 落札金額  
10,659,600,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成26年4月8日付け北海道胆振総合振興局告示第40号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名称 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室入札契約課
  - (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

**道警察本部告示**

**北海道警察本部告示第420号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年10月3日

北海道警察本部長 室城 信之

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量  
北海道警察情報管理システム通信回線サービス 一式
- 2 落札を決定した日  
平成26年9月16日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 北海道総合通信網株式会社

(2) 住所 札幌市中央区北1条東2丁目5番3

4 落札金額

5,304,960円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年8月5日付け北海道警察本部告示第342号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

---